

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月11日

【四半期会計期間】 第60期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 ニプロ株式会社

【英訳名】 NIPRO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐野嘉彦

【本店の所在の場所】 大阪市北区本庄西3丁目9番3号

【電話番号】 大阪06(6372)2331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山部哲彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区本庄西3丁目9番3号

【電話番号】 大阪06(6372)2331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山部哲彦

【縦覧に供する場所】 ニプロ株式会社 医薬包装材料部
(東京都文京区本郷4丁目3番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年2月14日に提出いたしました第60期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)に係る四半期報告書の記載事項の一部に訂正をすべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 事業等のリスク

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(訂正前)

(前略)

(12) 訴訟に関するリスク

平成19年12月7日、株式会社ナイガイおよび内外硝子工業株式会社から、東京高等裁判所に対し独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟(請求金額20億32百万円、平成20年3月4日、原告側当初請求金額変更。)が提起されました。平成24年12月21日、東京高等裁判所より、原告に対し1億33百万円(株式会社ナイガイ50百万円、内外硝子工業株式会社83百万円)および各金員に対する支払済みまで年5分の割合による金員を支払うべき旨の判決が言い渡されました。原告はこれを不服として、平成25年1月7日、最高裁判所に対し原判決(高裁判決)中原告らが敗訴した部分を破棄し、原審での認容額のほか、11億45百万円とその金利(年5分)相当額を支払うことを趣旨とする上告受理申立を行いました。当該訴訟の結果によっては、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(前略)

(12) 訴訟に関するリスク

平成19年12月7日、株式会社ナイガイおよび内外硝子工業株式会社から、東京高等裁判所に対し独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟(請求金額20億32百万円、平成20年3月4日、原告側当初請求金額変更。)が提起されました。平成24年12月21日、東京高等裁判所より、原告に対し1億33百万円(株式会社ナイガイ50百万円、内外硝子工業株式会社83百万円)および各金員に対する支払済みまで年5分の割合による金員を支払うべき旨の判決が言い渡されました。原告はこれを不服として、平成25年1月7日、最高裁判所に対し原判決(高裁判決)中原告らが敗訴した部分を破棄し、原審での認容額のほか、13億52百万円とその金利(年5分)相当額を支払うことを趣旨とする上告受理申立を行いました。当該訴訟の結果によっては、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。